

論 文

日本におけるアーカイブズと歴史学

小 池 聖 一

はじめに ～公文書管理法の成立と現在～

「アーカイブズ」とは^①、公的機関が作成した公文書を収蔵する場所として設置された機関アーカイブズである公文書館が基本である。その公文書にあって重要なものが「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」として保存・保管される。この「知的資源」を「主権者である国民が主体的に利用し得る」ように公開する「罫」が「アーカイブズ」としての公文書館なのである。^② このことを規定したものが公文書等の管理に関する法律（以下、公文書管理法と略記）であり、平成二三年（二〇一一年）四月一日より施行されている。

公文書管理法は、情報公開法^③、個人情報保護法と連動し、不正アクセス禁止法^④および特定秘密保護法^⑤、とともに情報法制の一環として導入された法律である。そして、公文書管理法は、平成二〇年（二〇〇八年）一月一八日、第一六九回国会で当時の福田康夫内閣総理大臣が「年金記録などのさまざまな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制

度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します」と施政方針演説を行なつてから、^⑦ わずか一年半で法制化された。このように短期間で法制化されたのは、年金記録問題、海上自衛隊補給艦「とわだ」の航海日誌廃棄問題等により、国民の公文書管理に対する関心が高かったためであった。^⑧ 公文書管理法とは、国民の公文書管理に対する疑念を払拭し、公文書に対する国民の信用と信頼を取り戻すために作られたのである。

公文書管理法のポイントは、基本的に下記の五点にまとめられる。

- ① 現用・非現用を通じた統一的な公文書管理の推進
 - ② 移管制度の改善
 - ③ 公文書管理に関するコンプライアンスを確保するための仕組みの整備
 - ④ 外部有識者の知見を活用する仕組みの整備と国立公文書館の機能強化
 - ⑤ 歴史公文書等の利用促進を図る仕組みの整備
- このうち、①～③の三点は、公文書管理の信頼性を取り戻すことを

意図したものであり、公文書管理法成立にあたっての主たる目的であった。公文書管理法は、国の機関で用いられる公文書・行政文書のみならず、公共的な立場で運営される独立行政法人や国立大学法人で用いられている公文書・法人文書も対象としている（広島大学文書館も、公文書管理法の施行とともに政令指定機関となっている）。

今日、この五点について、「①」は、広島大学・広島大学文書館だけが法人文書ファイル管理簿管理から移管まで現用・非現用の統一的管理を実施し、公文書管理法に基づく監査も実施している。一方、行政文書については、内閣府大臣官房公文書管理課が管理主体である。また、独立公文書管理監（情報保全監察室）は特定秘密保護法に特化して設置されたもので行政文書全般を対象としたものではない。そして、国立公文書館は、「非現用」となって移管された行政文書を「特定歴史公文書等」として保管し、公開する場所となっているのが現実である。他の公文書管理法における政令指定機関も、原局から提出された廃棄簿に基づき、移管すべき文書の評価・選別を行っているものの、現用文書に対する管理権を有していないのが実態である。

地方公共団体において公文書管理条例を施行している機関については、公文書管理法下の諸機関同様、限定的であるが現用記録へのアクセス権をある程度有している。しかし、条例を有していない地方公共団体における「アーカイブズ」は、それ以前の段階にあり、恒常的な公文書の移管が行われる組織でないものも多い。

また、「②移管」については、「①」が実現していれば問題ない。「②移管」は、親組織（移管元）との連携が前提であり、公文書管理条例

を有する地方公共団体などでも円滑な移管（引継）を行っている機関も存在する。⁹⁾しかし、国立公文書館では、各省庁との連携を実質的に有さないため、移管された行政文書の内容を見る限り、移管される文書量は多くなっているものの、質的な重要度は低いものと言わざるを得ない。¹⁰⁾「③」は、公文書管理法の運用についてであるが、個人情報保護法や著作権法との関係があり、二次利用などの面で問題がある。

「④」については、公文書管理委員会が設置されているが、東日本大震災における議事録未作成問題における対応を見ても、その「知見」と対応には疑問があり、¹¹⁾また、行政文書管理から見ても国立公文書館の実態は、その組織強化がなされたとは思えない。ただ、国立公文書館の組織強化は、国会議事堂近くに新館を建設することが決定したことで果たされたのかもしれない。そのうえで、現在、国立公文書館が最も力を入れているのが、「⑤」である。国立公文書館では、「JFKーその生涯と遺産」展や、¹²⁾新館における展示施設、それに伴う教育をさしている。このような方向性は、後述する公文書管理条例を有さない文化財保護法下の郷土資料館類縁施設ともいえる「歴史文書館（れきしもんじょかん）」が行っているものである。

以上のように、アメリカ公文書管理制度・アメリカ国立公文書管理局（NARA, National Archives and Records Administration）をモデルとして施行された公文書管理法であるが、実態は、違うものとなりつつあると言えよう。

ではなぜ、違うものとなったのであろうか、また、後述する国立公文書館における「歴史文書館」化がなぜ起きているのであろうか。日

本におけるアーカイブズと歴史学の関係性について考察するのが本論の目的である。¹³⁾

1 日本におけるアーカイブズの特質

1-1 古文書大國日本

日本は、「古文書大國日本」¹⁴⁾とされる。正倉院文書のように七世紀から一次文書が保存され、旧貴族や寺院等にも古代・中世の古文書が多く残存している。特に、二六五年もの平和を維持した江戸時代、幕藩体制のもとで農村を中心に生成された近世の古文書は、膨大に残存している。

しかし、第二次世界大戦後、敗戦の影響で近世大名家が収蔵してきた記録文書(古文書)の類や地方文書(じかたもんじょ)と呼ばれる庄屋文書などが古書市などに流出し、散逸の危険性が高まった。このため、一九四九年四月、国会に「史料館設置の請願を求める請願」が出された。この時、前文部大臣で社会党代議士であった森戸辰男(後に広島大学初代学長)が衆議院において次の様な説明をおこなった。

(前略) 従来わが国の歴史は、いわゆる支配階級の歴史でありまして、国民生活に最も関係の深い産業、経済、社会、文化などの部門がおろそかになっておりました。ことに近世の庶民生活の研究につきましても、非常に不十分な状態にあつたのであります。(中略) ところがこの民間の資料というものが、戦時から戦後にかけて、非常に隠滅し、逸散しておる状態にありますので、今にしてこれに

対して十分な処置を講じないでおりますれば、日本の、ことに社会文化史の面において多くの欠陥が残るといふことになるのであります。そこでかような大切な民間史料の隠滅を防ぎまして、これら民間の資料を収集いたし、これらの保存と利用とをはかりまして、世界文化に貢献しますことは、もはや個人の力や、研究団体の力では手に負えませんので、かような目的に沿いまして、國家の力で國立の史料保存機関である史料館を設けていただいで、これによつて文書の逸散防止の対策を講じますとともに、保存に耐えなかりました民間の史料を國の力で収集するという方が講ぜられなければなりません。かような趣旨に沿いまして、史料館の建設をされたい(後略)¹⁵⁾

結果、「近世」を中心に広汎に存在する民間史料の収集・保存機関として文部省史料館が一九五一年に設置された(一九七二年より国文学研究資料館史料館と改組・改称)。文部省史料館は、文部省所管として設置され、図書館¹⁶⁾、文化財¹⁷⁾、博物館¹⁸⁾と同様、國民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする教育法制に基盤を置く存在であった。¹⁹⁾

近世等の古文書は、文化財保護法第二条において「學術上価値の高い歴史資料」として定置され、また、図書館法においても、第三条一で「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム」の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」といふ。)を収集し、一般公衆の利用に供すること」とされた。

しかし、地方自治体史編纂事業により、悉皆調査が近世期を中心に行われ、事業の終了と共に多くの近世古文書が残された。このため、史料館を中心に地方史研究協議会・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会等は、史料保存運動を新たに展開した。これが、アーカイブズ運動の端緒とされるものであった。このため、「戦後、アーカイブズ運動を牽引した方々の多くが近世史出身であったことが日本のアーカイブズ運動の一つの特徴と言えますが、それが良い意味でも悪い意味でもアーカイブズ運動に大きな影を落としているというか、アーカイブズ運動を複雑にした原因」となったのである。²⁰⁾

1-2 国立公文書館の設置と公文書館法

一九七一年（昭和四十六年）七月一日、国立公文書館は、一九五九年一月二八日の日本学術会議「公文書散逸防止について（勧告）」に基づき、総理府のもとに設置された。アメリカの国立公文書館を意識し、行政文書の移管を前提として設立されたものであった。しかし、成立した国立公文書館は、総理府設置法の一部改正による設置にとどまり、各省庁が有する行政文書の移管を保証された組織ではなかった。結果的に、各省庁において保存期限超過後に廃棄される文書と、永年保存文書として退蔵されていた文書の移管場所となったにすぎなかった。これは、現在でも、公文書管理条例を有さず、機関アーカイブズとして定置されていない地方のアーカイブズが同じ状態にある。また、国立公文書館が歴史研究者の要望で設立されたため、内部に江戸幕府の蔵書などの古典籍からなる内閣文庫を抱えることとなったた

め（現在でも閲覧利用者は、内閣文庫の方が多く）、機関アーカイブズとしては歪な性格を有することとなった。

一方、地方における史料保存運動とも連動した公文書館法の成立は、国立公文書館設置から一六年後の一九八七年二月九日のことであった。公文書館法の制定が遅れた理由は、立法にあたっての所管官庁がなかなか決まらなかったことが原因である。所管官庁をどこにすべきかが問題となったのは、所蔵する資料が「古文書」なのか、「公文書」なのか明確でなかったためであり、前者であれば文部省（現在の文部科学省）、後者であれば自治省（現在の総務省）であったためである。²¹⁾

「古文書」と「公文書」の優先順位について、史料保存運動を展開する運動側も明確にできなかった。このため、公文書館法は、最終的に参議院法制局で原案が作成され、自民党岩上二郎参議院議員の尽力により議員立法で成立した。この公文書館法では、「公文書等」の定義を「古文書又は私文書が含まれる」と定めた。²²⁾このような公文書館法の所蔵資料をめぐる曖昧な性格は、公文書館と文部省管轄下の図書館・博物館あるいは、郷土資料館などとの境界線を不明確にしたのであった。

以上のことは、日本のアーカイブズのあり方を複雑にしている根源である。²³⁾つまり、公文書管理法が施行されたことにより、情報法制の一環として情報公開機関としてアーカイブズが定置された。しかし、文部省史料館（現在、国文学研究資料館研究部）や、史料保存運動、

地方自治体の歴史編纂事業等の結果、歴史資料としての「古文書」の行方が第一に考えられた。これに付加する形で「非現用」となった公文書の収蔵・保管場所としての性格を加えた「歴史文書館」が、一九五九年の山口県文書館（やまぐちけんもんじょかん）の設置以降、公文書管理法の制定から現在に至るまで中心となっている。²⁴ これらの「歴史文書館」では、「非現用」となった公文書を所蔵しているものの、公文書管理条例を有さないため、現用記録との連携・親組織における公文書管理との連携を有していない。これらの「歴史文書館」という施設は、公文書管理機関ではなく、「非現用」となった公文書の単なる保管所である。それゆえ、非現用となった公文書を所蔵していたとしても、その機能は、文化財保護法に基盤を置く郷土資料館に類似したものである。さらに、「歴史」「文化」をテーマとして、地域に密着した存在でもあるため、地域資料を収蔵する図書館、博物館等との連携を行う組織も多い。²⁵ これらのアーカイブズ・「歴史文書館」には、地方公共団体教育委員会のもとに設置されたものも多く、基本的に「文化施設」である。つまり、これらの「歴史文書館」は、公文書管理法と関連する情報公開機関ではなく、教育法制下に設置された「文化施設」なのである。

すなわち、日本が模範にしたアメリカのアーカイブズ・システム、モダンアーカイブズでセオドア・シレンバーグが規定した、①行政の効率性の向上、②文化的資源の保存、③個人の権利の保護、④行政事務への活用の四点のうち、「①行政の効率性の向上」、「④行政事務への活用」の二点については、ほとんど機能していないのである。²⁶ さ

らに、日本のアーカイブズでは、東アジア特有の戸籍を管理していないため「③個人の権利の保護」についても機能できていない。このため、公文書管理法・公文書管理条例によらない日本の多くの「アーカイブズ」は、「②文化的資源の保存」に特化しているともいえよう。

2 歴史学との関係性

2-1 日本近現代史研究

以上のように歴史資料を前面にした日本のアーカイブズをリードしてきたのは日本近現代史研究者であった。彼らは、地方自治体史編纂事業等を通じ、自ら収集した資料を整理・保存、研究に利用することで最大の受益者となった。同時に、地方史、村落史等の観点から、地域との連携を強調し、彼らが地域に貢献するものとして展示施設を通じた教育や、古文書解説講座等の公開講座をアーカイブズにおいておこなっている。

一方、日本近現代史研究は、戦後、基本的に歴史資料として公文書が「無い」ことから始まった。明治維新以降、官僚制の整備とともに着実に蓄積され、整備された行政文書の多くは、極東国際軍事裁判（東京裁判）での利用を避けるため、敗戦時に焼却されるなどして散逸した。このため、日本近現代史研究は個人文書と、内政史研究会以来、オーラル・ヒストリーの手法を用いた研究が中心となっている。特に、一九四九年に設置された日本最大級の収集アーカイブズである国立国会図書館憲政資料室に代表される個人文書が中心となっている。²⁸ この

憲政資料室は、大久保利謙・伊藤隆により、設立・発展し、近代日本の政治家・官僚・軍人など日本近現代史に関係した者の個人文書が収集・整理、公開されている。²⁹これにより、日本近現代史研究は、政策研究における意思決定過程研究が中心となって発展した。

日本近現代史研究のうち、日本外交史と軍事史は、戦中期に中断されたものの戦前から続く日本外交文書編纂事業及び国立公文書館と同時期に開館した外務省外交史料館、そして防衛研究所戦史室（防衛省防衛研究所史料閲覧室）の公文書に基づき研究が進んだ。前者は、日中戦争から太平洋戦争期（戦時期）の外交文書については多くが焼却されたが、それ以前の外交記録ファイルは、外務省文書課記録班（当時）により整備されていた。また、戦時期の外交文書も外務政務次官松本忠雄が秘書等とともに筆写した史料（松本記録）や、敗戦後、局長級の外務省員に執務ファイルを持ち帰らせていたもので復元した記録ファイルが存在していた。このため、外交文書は、戦前期の歴史再現能力を有していた。それ故、戦後、『日本外交文書』が復刊されるとともに、細谷千博・臼井勝美・栗原健等により実証的研究が進んだことで日本外交史研究は、日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』として一つの到達点を形成した。³⁰また、後者は、焼却されず連合軍に接収され、後に返還された旧陸海軍文書及び、戦争裁判に利用されるのを恐れて各地に疎開させていた文書を再集積させたいうえで、防衛研究所戦史室（現、防衛省防衛研究所戦史部）が、戦史研究とともに『戦史叢書』の刊行を行った。³¹この過程で、同室には、公文書である旧陸海軍文書だけでなく、個人文書も併せて収集されたのであった。

しかし、外務省外交史料館は、公文書管理法による政令指定機関となつているものの、戦後における外交文書の公開は、基本的にマイクロフィルム及びCD-Rでの公開であり、原本である外務省記録ファイルを所蔵しているわけではない。外交史料館は、基本的に公開場所である。公開審査は、官房総務課長（総務課外交記録・情報公開室）で行っており、外交史料館は関係していない。防衛研究所史料閲覧室も、所蔵しているのはあくまでも戦前期の歴史資料であり、組織自体、公文書管理法の対象ともなっていない。このため、防衛研究所史料閲覧室は、戦後の防衛省・自衛隊関係文書を所蔵していない。

以上のように、日本近現代史研究は、国立国会図書館憲政資料室を中心とする精緻な政治史研究が実証主義歴史学の中心となった（収集アーカイブズとして大学文書館もその可能性を有している³²）。公文書は、外交史及び軍事史において活用されたものの、その対象は、戦前期に限られるものであった。公開が遅れ、戦前と比較して質的に劣る戦後の公文書は、歴史研究の対象とはなりにくいのが実情である。なかでも、国立公文書館所蔵の「特定歴史公文書等」は、日本近現代史研究に対する貢献は極めて少ないと言わざるを得ないのが実情である。³³

2-2 日本における「アーカイブズ学」なるもの

↳ 歴史学との関係から

日本における「アーカイブズ学」は、公文書館法の成立前後から、「文書館学」等の名称で書籍が刊行されることで広がった。

この立場からする「アーカイブズ学」とは、基本的に歴史補助学と

してのものである。³⁴そして、「歴史文書館」としては、最大の顧客・利用者としての歴史研究者と連携しつつ、専門職制の導入により資格化させて自立しようとしている。学問的に「アーカイブズ学」は、「アーカイブズ資源研究」と「アーカイブズ管理研究」の方向性を持っているが、前者は歴史学（史料学）と重複するため、学問的に展開可能なのは後者のみとなる。このため、史料学・古文書学を前史とする方向性を是正し、「あらゆる学問の基礎学問」として位置づけるような研究も存在しているが、アーカイブズを「歴史情報の集積地」とのみ規定する限り、歴史学の一分野にとどまらざるを得ない。³⁵なぜならば、現在の行政機関等親組織（移管元）における公文書管理との連携については、考察の範囲外だからである。

また、アーカイブズ学は、日本にとって「輸入学問」であり、地方における史料保存運動に接ぎ木されるように導入された。ここでは、「記録管理」「史料学」の概念を広くとることで、近世古文書の収集・維持を可能とする点に注意が払われていた。³⁶ライフサイクル論や、評価選別論のような公文書館に必要な概念や、技術論が導入されたものの、³⁷公文書管理については、行政組織における現用記録管理との連携には向かわなかったのである。同時に、彼等の関心は、歴史学を前提とする館員の専門職制化であった。³⁸

この間、アーカイブズに関する欧米の諸理論も紹介されたが、親組織との連携が存在しないため「紹介」とどまり、また、現状のアーカイブズ状況に従属して「つまみ食い」的に認識されている。このような歴史学との連携を前提とした「アーカイブズ学」であるからこそ、

国立大学では文系はいろいろななどという文部科学省通達が出される日本にあって、歴史学専攻学生の就職口としても注目され、歴史学と「アーカイブズ学」の連携が強く意識されているのである。『歴史学研究』において「歴史家とアーキビストの対話」などが行われているのも、このような背景があると考えている。⁴⁰

そして、アーカイブズ学に対応して「古文書学」の発展上に位置し、対象の拡大にともなう史料学を「近代文書」に適用した近代史料学がある。⁴¹国立公文書館の専門職員であった中野目徹が国立公文書館所蔵の明治期太政官文書を分析したことに始まる。しかし、近代史料学なるものは、国立公文書館所蔵の現在「特定歴史公文書等」とされる文書の日本近代史上の価値を明らかにするうえで有用な手法であるが、その「射程」は「歴史学」に留まるものであり、現用記録や、現実の公文書管理には届くものではない。あくまでも、歴史学及びアーカイブズに於いて、近世等の古文書が優先されるなかで近代文書も重要であることを明らかにしたものである。

2-1-3 日本における歴史学の特異性

日本の歴史学は、特異な存在である。敗戦後、日本は、連合国から人文科学・社会科学の分野で戦争に協力した諸学問の断絶を強要された。歴史学の場合、「皇国史観」が対象となった。結果として、実証主義歴史学と戦前に反体制学問とされたマルクス主義歴史学が歴史学界に残ったが、主流となったのは「科学的歴史学」を僭称するマルクス主義歴史学であった。このことが、戦後の史料保存運動が民衆史を

対象とし、近世古文書の保存を重視する背景となった。しかし、戦後、自由主義陣営・西側諸国に属した日本にとって、マルクス主義は、反体制的存在であった。特に、近現代史研究は、より現実と直接的な関係性を有しているため、現実日々、文書を生み出す行政機関・親組織との連携を阻害する要因ともなっている。現在でも、情報法制の環境として制定された特定秘密保護法に対する歴史学者とアーキビストとの連携というようなことが起きることも理解できるだろう。⁴²⁾

社会科学においても、敗戦直後、経済学を中心となったマルクス主義であるが、経済学では近代経済学と日本で呼ばれるアメリカ経済学が浸透し、現在、主流となっている。この過程で、マルクス経済学は歴史分野を中心とするようになっていく。政治学の方では、もともとアメリカ政治学の影響が戦前から強かった。政治学・国際政治学は、非マルクス主義的な傾向を有している。このため、政治学の歴史学的アプローチ分野である政治史・外交史の分野では、実証主義歴史学的手法を用いて戦後の近現代史研究をリードしてきた。外交史研究は、国際政治学との連携を強め、また、実証主義歴史学も、個人文書を中心として研究を進めた結果、政治過程研究が中心となったのである。

反面、マルクス主義歴史学は、近世の古文書を利用して近世社会の構造的分析を行うなどの業績を蓄積していった。歴史認識問題等、現実政治との関連の強い近現代史研究では、体制批判の学問としての影響力を行使している。マルクス主義歴史学は、近世史研究が地域・社会との連携を、近現代史研究では歴史認識や体制の反動化を主たる研究領域としている点に特色があり、彼らが「アーキビスト」となって

いる機関アーカイブズが行政機関・親組織との連携がとれない（とらない）背景ともなっている。

以上のような日本における歴史学の傾向は、アーカイブズに大きな影響を与えている。基本的に、「古文書を捨てることのできない」近世史研究者等が、現用記録を有する親組織との「連携」を有せず公文書の評価・選別を行うとすれば、評価・選別の国際標準を導入し、機械的に対応するのは合理的である。⁴³⁾しかし、それは基準としては重要であろうが、「総和」としての基準ではなく、日本の行政組織等の特性に対応した個別の「基準」化が前提であるべきである。そもそも、連携が成立し、現用記録と非現用記録の統一的管理が成立しているならば、評価・選別は、比較的容易なのである。⁴⁴⁾

また、本報告の前提である公文書管理法を「管理法と同じ枠組みを全自治体が一律に導入すれば、これまでの地域資料保存への努力を水泡に帰せしめ、その体制を壊してしまう恐れさえある」とする議論もある。⁴⁵⁾このような「地域資料」と「公文書」の対立に関する抜け道が公文書管理法第二条六号で規定される「特定歴史公文書等」であり、「歴史」と「等」を拡大解釈して現状を説明する方向性である。⁴⁶⁾

曖昧かつアーカイブズの語義を多様化するこのような方向性は、公文書管理法(公文書管理条例)に基づく公文書館設立の障害でもある。基本的に、歴史資料を地域資料として保存し、公開する文化施設である「歴史文書館」と、公文書管理法・公文書管理条例に基づく情報公開機関である「公文書館」を区別し、国内の「アーカイブズ」につい

て、その存立の根源から見直して分類すべきである。往々にして、設立にあたり歴史的記録遺産としての地域資料の散逸防止を前提として作られたものは、「歴史文書館」である。「歴史文書館」が公文書管理機能を持つとすれば、前述のような「地域資料」と「公文書」の二者択一のような議論がでてくる。アーカイブズとしての担い手とその権能の違いを認識し、史料保存運動の延長線上にアーカイブズを設定するのであれば、「歴史文書館」として文化施設・文化財保護法のもとにある機関とすべきである。「歴史文書館」と「公文書館」では、対象となる「市民」の違いも認識すべきであろう(往々にして、「歴史文書館」的な者は、公文書館では利用者が限定的となると主張する)⁴⁸。すなわち、公文書館における「市民」とは、ハードユーザーである歴史学研究者を前提にするのではなく、「証明」と後述の「検証」を行う「市民」である。「歴史文書館」が想定する市民とは地域・文化に関心がある者であり、両者は明確に区別されなければならない。そして、何よりも、公文書館の場合、「検証」とは、まず、親組織による「職務の検証」を行うための「記憶の器」であり、「職務の検証」を通じて、親組織と市民の信頼を醸成する組織なのである。

日本近現代史研究は、「個人文書」の分析を中心に研究を進展させたが、公文書の必要性を閑却したわけではない。伊藤隆も秋田県史の編纂にあつて公文書館の設置を主張している⁵⁰。また、政策研究として伊藤隆は、オーラル・ヒストリーを行っているが、それは、資料収集を目的とするものであり、オーラル・ヒストリーのみを自己目的とし

たものではない⁵²。また、伊藤隆の場合、統合的な収集アーカイブズとして日本近代資料情報機関の設立も提唱している⁵³。

このようななか、日本において近現代史は、文学部の歴史学科だけでなく、法学部においても政治史・外交史という形で教育・研究が行われている。文学部歴史学科では、ニーズが高いにもかかわらず、近現代史の教員が充当されていない大学もある。また、近現代史は、地域概念の拡大や、国際社会との連関などにより多様な歴史像が可能となつているなか、日本近現代史の対象史料を「地域資料」という概念におしこめることは困難である。「日本史」という枠組みのなかでその一部としてのみ、近現代史研究を限定することも、学問的に無理がある。

そして、近現代史研究には、現実への理路が常に存在している。特に、政策研究・意思決定研究としての近現代史研究は、行政機関における政策立案・決定等との共通性を有している⁵⁴。

そもそも、公文書館としてのアーカイブズは、第一に「組織の記録」を残し、「職務の検証」する知の器として存在している。当然の様に、親組織との連携が前提であり、アーキビストにはインテリジェンスとともに、行政学、政治学、法学等の素養が求められる。公文書館にとって歴史学とは、政策科学の一分野として現在との連続において重要なのである。そして、公文書館としてのアーカイブズは、親組織である行政組織の情報管理を行う機関であり、親組織と市民を結び共に、市民・国民の個人としての権利を保護し、その「証明」を担う場所でもあるべきである。この点、日本のアーカイブズは、個人を証明

する「機能」を有していない。除籍簿及び被差別の問題等で非公開となっていた一八七一年に日本で最初に作成された壬申戸籍等を含めて「非現用」となった戸籍の移管と、その個人情報を守る形での公開がアーカイブズ・公文書館で行われるべきであろう。

おわりに — 日本の国立公文書館へ —

ICA会長 (David Fisher) でもあるオーストラリア国立公文書館長デービッド・フリッカーは、国立公文書館の招待講演で、公文書館の仕事として「舞台裏(場合によっては表舞台)で、公務員はさまざまないいペースで働き、大臣に助言を行い、政策とその実施に向けた重要事項に関して意思決定を行っています。ここでも、状況は変化しています。公共サービス部門全体において、私たちは新しいやり方で取り組んでおり、お役所的な形式的手続主義を突き崩し、部門間の壁をなくし、サイロ化したデータをつなげる革新的な運営方法を模索しています。公共サービス内において、これも急速に拡大する情報市場です。すなわち、数多の技術やシステム、保有データから構成され、政府及び民間のプラットフォーム上で動く、複雑で動的な情報エコシステムともいえます。これは喜ばしいことです。プロの知識労働者としての能力を伸ばし、オーストラリアが現在及び将来において必要とするサービスを提供しつづけようとするならば、私たちがすべきこと、いえ、しなければならぬことは、新しい技術や方法の採用です」とし、その際、「もう一つの趨勢についても、お話ししたいと思います。

それは、信頼に関するものです。オーストラリアや他の一部の国々では、一般の人びとの行政に対する信頼度が低下し、公務員は、政府に奉仕し、公共サービスを適切に提供するうえで、すべきことを十分にしていないと思われるように、私には感じられます」と述べている。そのうえで、行政機関の一部であり、情報公開機関として責務がなによりも重要であり、「将来に向けて価値を創造する情報資産を蓄積」し、それが、「今日作成する情報が将来必要になることも、同様にわかっていきます。私たちが保存し再利用できる情報は、長い将来にわたって利益、恩恵をもたらしてくれます。皆が知っていることです。それは、私たちの集合記憶であり、権利や資格の根拠であり、文化遺産であり、国の知的資産です。そして、それは国のアイデンティティでもあります」と述べた。⁵⁶⁾ そうであるがゆえに、情報のデジタル化にも対応しているのである。

これに対して、国家の情報公開機関としての「信頼」も、特殊な利用者(研究者)に偏して一般国民の「信頼」も得られておらず、紙媒体の文書でさえも十分な移管を受けていない日本の国立公文書館の現状をまず、見据えなければならぬ。

公文書管理法が制定された際、「歴史学界全体としての関心や言及は、法の制定・施行の前後を通じて、やはり「概して低調」であったと感じざるを得なかった」と嘆じた国立公文書館公文書専門官がいたが、その根本的な原因は、「政治学や行政学の対象領域となってきた公文書の行政的価値と、主として歴史学や博物館学の対象領域であった学術資料又は文化財としての価値概念が「歴史資料」の重要性によつ

て止揚された」などと曖昧な「特定歴史公文書等」を前提とし、その利用者を事実上、研究者に限定したことに⁵⁷⁾ある。

そして、現在の国立公文書館は、連携を前提として移管される「特定歴史公文書」の質的向上をはかるのではなく、個人文書収集の必要性や、オーラル・ヒストリーの応用などという次元を異にする方向性に向い、また、来館者増大のみに腐心し、市民サービスとしての「展示」に特化する傾向にある。⁵⁸⁾それは、「歴史文書館」が文化的活動として行っている活動そのものであり、公文書管理法のもとにある情報公開機関としての姿ではない。

今、日本の歴史学研究者に求められることは、何よりも、公文書管理法下の状況を理解し、「公文書館」と「歴史文書館」を分けて理解し、前者にある者は、歴史は現在の政治であり、現在の政治が明日の歴史となり、その未来の歴史学⁵⁹⁾に責任を持つ者としての矜持を持つことが必要なのではないだろうか。そして、日本は、「古文書大国」というひそみにならない、公文書の世界でも、「公文書大国」をめざすべきではないだろうか。⁶⁰⁾

注

- (1) 「アーカイブズ」は、資料の総体を指す場合もあるが、本報告では、その保管・管理、公開を行う専門機関とする。なお、アーカイブズと歴史学の本来あるべき姿については、大濱徹也「アーカイブズと歴史研究」台湾史研究部会編『現代の公文書史料学への視座』（中京大学社会科学研究所、二〇〇六年）を参照されたい。

(2) 公文書等の管理に関する法律（平成二十二年（二〇〇九年）七月一日法律第六六号）第一条。

(3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年（一九九九年）五月一四日法律第四二二号）。

(4) 個人情報保護に関する法律（平成一五年（二〇〇三年）五月三〇日法律第五七号）。

(5) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成一一年八月一三日法律第一二八号）。

(6) 特定秘密の保護に関する法律（平成二五年（二〇一三年）二月一三日法律第一〇八号）。

(7) 二〇〇八年（平成二〇年）一月一八日、衆・参両議院本会議における施政方針演説、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/169/0001/16901180001001a.html>

(8) 岡本信一他「逐条解説 公文書管理法」ぎょうせい、二〇〇九年、三〇四頁。年金記録問題とは、二〇〇七年に発覚した社会保険庁がオンライン化した年金記録データのミス・不備が発覚した事件。同じく二〇〇七年一〇月、イラク戦争に関連し、インド洋に派遣されていた海上自衛隊補給艦「とわだ」の航海日誌が「誤」廃棄されたことが発覚した。このような廃棄問題は、その後も引き続いて発生している。

(9) 中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編『地方公共団体における公文書管理制度の形成―現状と課題―』中京大学社会科学研究所叢書四二（二〇一七年）参照。

(10) この点は、移管された「特定歴史公文書」の機関利用件数がその規模

- に比して著しく低いという点でも理解できる。具体的に、宮内公文書館（二、三六二件）、日銀アーカイブズ（三、五六四件）に対して、国立公文書館は四七八件にすぎない（内閣府大臣官房公文書管理課「平成二七年度における公文書等の管理等の状況について」平成二九年（二〇一七年）三月、http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/houkoku/heisei27nendo_houkoku_1.pdf）。
- (11) 公文書管理委員会が対応したのは、議事録未作成の事案が新聞紙上で問題となり、また、NHKで報道されてから二カ月もたってからのことであった。行政監視委員会調査室島基晃「議事録未作成問題の経緯と現状」『立法と調査』第三三三号、二〇一二年一月。http://www.sangin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2012pdf/20121005160.pdf
- (12) 二〇一五年三月六日から同年五月一〇日まで行い約四万人の観客を得た。皮肉なことに観客の関心は、ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館が有する個人資料に集中した。
- (13) 二〇一六年三月二三日に内閣府公文書管理委員会が「公文書管理法施行五年後見直しに関する検討報告書」(<http://www8.cao.go.jp/koubuninkai/inkaisai/houkokuhyo.pdf>)を出しているが、ここで問題となったのは、①統一的管理を前提とした評価選別の在り方、②特定歴史公文書等の三〇年原則だけでない「時の経過」の運用、③地方公共団体における文書管理である。基本的に、具体的な改善方法が記載されておらず、方向性を示したに過ぎない。「①」は、国立公文書館に移管された特定歴史公文書の「質的」な問題が前提であり、統一
- 的管理の実態に踏み込んだものではない。「②」は、現用記録・親機関との連携が必要であるが、ないため、単に個人情報保護法等との関係からのものに過ぎない。「③」は、地方公共団体における公文書管理法の運用は、地方公共団体が公文書管理条例を施行しない限り意味がない。なお、小池は、改正に関する試案を発表している（「公文書管理法改正試案」『広島大学文書館紀要』第一六号、二〇一四年二月）。
- (14) 福田千鶴「古文书大日本とアーカイブズ」『アルケイアー記録・情報・歴史』第七号、南山大学史料室、二〇一三年三月。福田千鶴は、日本近世史研究者で国文学研究資料館助手をへて、現在九州大学文学研究科教授。
- (15) 一九四九年四月二〇日、第五回国会衆議院文部委員会、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/005/0804/00504200804009.pdf>。うな近世文書の史料収集事業は、文部省科学教育局人文科学研究課において一九四七年二月から開始されていた。
- (16) 図書館法、昭和二五年（一九五〇年）四月三〇日法律第一〇八号。
- (17) 文化財保護法、昭和二五年（一九五〇年）五月三〇日法律第二一四号。
- (18) 博物館法。昭和二六年（一九五一年）二月一日法律第二八五号。
- (19) 国文学研究資料館史料館は、同館アーカイブズ研究系となり、現在研究部に吸収された。
- (20) 前掲注（14）。
- (21) 一九八五年一月二一日参議院文教委員会における政府答弁。その際、質問にたった共産党吉川春子参議院議員も「古文書」に重点を置いていた。これに対して答弁した政府委員齋藤尚夫（文部省社会教育局長）

- は「私ども現在の段階で考えますときには、文書館の法的な性格といえますか、先ほど申しましたように、公文書を中心として構成しているのか、それとも日本には古来からございますような大事な古文書を中心に考えていくのか、その辺の性格づけが必ずしも明確にならない実態があるわけがございます、その性格づけのいかんによって、これを所管すべきあるいは共管ということになるかもしれませんが、省庁の対応が違ってくるわけがございます、そういうことでこの問題は大変難しい課題だと考えているわけがございます」と述べている (<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangin/103/1170/10311211170001a.html>)。なお、「古文書」歴史資料を中心とする所蔵機関としては、一九六四年、日本学術会議人文科学振興特別委員会において全国をブロック化して国立大学に設置し、集中的に収集・管理する「日本史資料センター」構想があった。
- (22) 公文書館法、昭和六十二年二月一五日法律第一一五号。歴史学者の永原慶二が共産党佐藤昭夫参議院議員の推薦で国会において参考人として日本学術会議の改革案に対して反対した際、公文書館法についても触れている。ここで、永原は、歴史学の立場から、所蔵資料に「民間資料」を入れており、利用者としての歴史学研究者と「現場の第一線研究者（歴史研究者）」のためにアーカイブズの設置を主張していた（一九八三年五月二二日、参議院文教委員会、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangin/098/1170/09805121170008a.html>）。
- (23) 日本のアーカイブズの現状については、曖昧ではあるが、鎌田和栄「公文書館」施設と「古文書」「民間所在資料」のより良い保存・公開に関する一考察『京都大学文書館研究紀要』（第四号、二〇〇六年）がある。
- (24) このような「アーカイブズ」では、歴史をキーワードにしているため、ともかく古いということが重視される傾向がある。京都府立歴史館（旧京都府立総合資料館）が公文書管理条例を有さないなかで、公文書館として東寺百合文書（中世古文書）のWeb化を国立公文書館長会議で二度も報告するなどとは典型的な事例である。事件としては、二〇〇〇年一月五日毎日新聞朝刊にスクープされた旧石器捏造事件が象徴的である。
- (25) M L A提携。「歴史文書館」に比べ、地方公共団体としては、建築費・運営費等のコスト面で優れているとして促進する動きもある。また、ハードユーザーである歴史研究者も、一カ所で研究が完結するため便利であると認識しているようである。
- (26) Schellenberg, T. R. "Reasons for archival establishments". *Modern archives: principles and techniques*. University of Chicago Press, 1936. p.8-10. 日本においても、後述するように、一九八七年の公文書館法以降、種々のアーカイブズ関係の研究が導入された。しかし、公文書をめぐる日本の段階的な現状を考えず、歴史資料に偏する現状を説明し、紹介するものが多い。まずは、公文書管理の現状を認識し、原点から見直すべきであろう。
- (27) 内政史研究会は、日本の内政史研究に必要な資料収集・保存を目的に一九六三年に発足した。戦前行政に携わった人々に、主としてインタビュー形式で回顧談や行政に関する意見等を聴取した。聴取作業は、

- 一九六三年から七八年まで、六六名を対象として二六九回にわたり実施した。このうち二三一回分、八四冊をタイプ印刷で刊行、一九九四年四月に解散している。なお、公文書の廃棄に当たっては、特に内務省が文書を徹底的に焼却した。
- (28) 個人文書とは、個人の履歴にともない形成された資料群である。このなかには、私文書として作成された日記・書簡等とともに、会議の配布資料及び執務で作成し、取得された公文書も含まれる。
- (29) 伊藤隆「個人文書の蒐集・その実践」『広島大学文書館紀要』第一七号、二〇一五年。
- (30) 資料編の別巻を含めた全八巻、朝日新聞社から、一九六二年から翌六三年にかけて刊行された。
- (31) 一九六六年から一九八〇年にかけて全二〇二巻として朝雲新聞社より刊行された。なお、この『戦史叢書』に対して批判的なものとしては、吉田裕著『現代歴史学と軍事史研究』（校倉書房、二〇一二年）がある。
- (32) 小池聖一「大学アーカイブズの可能性」『情報の科学と技術』第六六巻第四号、二〇一六年四月。
- (33) 小池は、一九六八年（昭和四三年）明治改元百年を記念して行われた政府主催の明治百年記念事業について研究を行った。しかし、国立公文書館所蔵文書だけでは、明治百年記念準備会議を中心とする明治百年事業の研究はできず、広島大学文書館所蔵森戸辰男関係文書を用いることで分析を行うことができた（小池聖一「昭和のなかの「明治」」『日本歴史』第八〇六号、二〇一五年七月）。
- (34) 上代庸平「学としてのアーカイブズ」上代庸平編『アーカイブズ学要論』中京大学社会科学研究叢書三三、二〇一四年。なお、上代は、ドイツを事例として丹念に分析している。本報告で、日本のアーカイブズ学を「歴史補助学」としたが、ドイツと比較した場合、「歴史補助学」ともなっておらず、人的に見ても歴史学の下位領域としての位置づけであろう。
- (35) 平野明夫「アーカイブズ学と古文書学」『千葉県の文書館』第二号、二〇一七年三月。
- (36) 安藤正人著『記録史料学と現代』一九九八年等。
- (37) 作山宗久著『文書のライフサイクル』法政大学出版局、一九九五年。青山英幸著『記録から記録史料へーアーカイバル・コントロール論序説ー』岩田書院、二〇〇二年等。
- (38) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動ー全史料協の二〇年ー』岩田書院、一九九六年。
- (39) 「国立大学文系不要論を斬る」『中央公論』第一三〇巻第二号（二〇一六年二月）参照。
- (40) 「歴史家とアーキビストの対話 第一回」『歴史学研究』第九五四号、二〇一七年二月。
- (41) 中野目徹著『近代史料学の射程』弘文堂、二〇一五年。近代史料学では、「文書行政」という造語のもとに分析を行う傾向もある。日本においても官僚制の創成とともに文書主義は存在し、また、恒常的な行政行為として文書管理は行われたが、それが明確な組織行政として存在したかは疑問である。
- (42) 特定秘密保護法に反対する立場で連携をとっている（施行一年の特

定秘密保護法―歴史学、アーカイブズ学から考える―『歴史学研究』第九四五号、二〇一六年六月。

(43) 前掲注(14) 福田千鶴「古文書大國日本とアーカイブズ」。

(44) 安藤福平「行政文書の管理に関するガイドライン」の意義―記録管理国際標準(ISO 15489)の視点から―『広島県立文書館紀要』第一号、二〇一一年。

(45) 統一的管理を行っているならば、行政文書ファイル管理簿(法人文書ファイル管理簿)の管理及び書庫における配架状況を確認・理解できが故に、単に、一覧表となった行政文書ファイル管理簿(法人文書ファイル管理簿)から、表題だけの記録ファイルの評価・選別という不確かなものではなく、現用記録としての延長とその理由も含めて全体を理解することができる。また、広島大学文書館の場合、ファイル登録の段階で重要度が基本的に設定されており、廃棄簿からの選別は、実物との比較しながらであっても比較的容易なのである。

(46) 太田富康(埼玉県立文書館)「公文書管理条例と自治体アーカイブズ機関―条例等による地域資料へのスタンス―」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)『記録と史料』第二四巻、二〇一四年三月。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)では、一方で、公文書館機能の自己点検・評価指標を導入する動きも示している。この動きは、評価できるものであり、現用記録との関係が重視されている。

また、地方公文書館では、公文書管理条例のもとに設置された島根県公文書センター、札幌市公文書館、福岡共同公文書館のような「公文書館」が設立されてきている。特に、札幌市公文書館の「特定重要公

文書」という概念の導入と取り組みは、高く評価できる(高井俊哉「札幌市の文書管理の取組について」『アーカイブズ』第四九号、二〇一三年三月。他に、竹内啓「札幌市における公文書館開設準備状況について」『アーカイブズ』第四二号、二〇一〇年一二月、越後武介「札幌市公文書管理条例の制定及び施行について」『札幌市文化資料室研究紀要』第五号、二〇一三年三月)。この点については、前掲注(9)中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編「地方公共団体における公文書管理制度の形成―現状と課題―」も参照されたい。

(47) それ故、小池は、当初より、「特定歴史公文書」という新規の概念形成を批判した(「公文書管理法における「歴史公文書」と「特定歴史公文書」―その生成過程と問題点―」『広島大学文書館紀要』第一三三号、二〇一二年三月)。そして、そうであるがゆえに、札幌市公文書館では、「特定歴史公文書」ではなく、「特定重要公文書」としているのである(大濱徹也「札幌市公文書館の使命と課題」『札幌市公文書館研究紀要』第六号、二〇一四年)。広島大学文書館でも、この方向性を支持し、運営している。

(48) 西向宏介「地方自治体文書館の基本理念と「公文書館論」―地域史料(古文書等)の位置付けを中心に―」『広島県立文書館紀要』第七号、二〇〇三年。

(49) ハード・ユーザの意見を代表するものとしては、瀬畑源著「公文書をつかう―公文書管理制度と歴史研究―」(青弓社、二〇一一年)がある。

- (50) 伊藤隆「公文書館への展望を」秋田市編刊『秋田市史編さんの歩み』二〇〇六年三月。
- (51) 伊藤隆「オーラル・ヒストリーということ」『広島大学文書館紀要』第一五号、二〇一三年。
- (52) ナショナル・アーカイブズとしての国立公文書館に、御厨貴のように政治家や官僚のオーラル・ヒストリーを行うことを求めるのは問題であらう(二〇一二年六月八日「国際アーカイブズの日」に国立公文書館で行った記念講演での発言)。現状の国立公文書館には、個人文書の整理も、オーラル・ヒストリーを行う能力も必要もない。
- (53) 伊藤隆代表『日本近代資料情報機関設立の具体化に関する研究』平成一一・一二年度科学研究費(基盤研究B) 研究成果報告書、二〇〇一年等、一連の科研報告書がある。
- (54) 外交文書を事例に政策過程分析をした研究としては、小池聖一著『近代日本文書学研究序説』(現代史料出版、二〇〇八年)がある。
- (55) 日本におけるアーカイブズの理念と哲学の到達点として、大濱徹也著『アーカイブズへの眼・記録の管理と保存の哲学』(刀水書房、二〇〇七)を参照されたい。
- (56) デービッド・フリッカー「デジタル情報の継続性―情報社会に対応するためのオーストラリア国立公文書館の改革」『ICAソウル大会記念シンポジウム開催報告』二〇一六年九月一日、http://www.archives.go.jp/about/activity/pdf/ica20160911_03.pdf。
- (57) 下重直樹「公文書管理制度と近現代史学・政治史の対象と方法についての一考察」『近代史料研究』二二、二〇一二年。
- (58) 現在の国立公文書館が展示にこだわるのは、旧来型のアーカイブズとして統治権力の正統性を保証し、その権力を擁護する「器」として機能するための手段ともいえよう。国立公文書館には、民主主義の砦として、苦い真実と向き合うことで、「職務の検証」を行う姿勢はなく、残念ながら、その能力も存在しない。
- (59) この点は、大濱徹也先生にご指摘いただいた。なお、現状の日本においてアーキビスト制度の導入が必要とされ、高整利彦が「歴史研究者はまずアーキビストたれ」と提起したとされる(『地方史研究』第二七五号、一九九八年一〇月)。近世古文書の収集アーカイブズとしての「歴史文書館」としては正しい認識かもしれないが、この考え方は、アーキビストを歴史研究者の補助・予備として下に見たものではないだろうか。一方、日本の公文書管理においては、「公務員はアーキビストたれ」が基本であり、行政機関に対してインテリジェンスの一環として公文書管理研修を行うことの方が日本において喫緊の課題であらう。そして、国立公文書館のアーキビストには、本来、高度のインテリジェンスを有した者がなるべきである。
- (60) イギリスとの比較から、公文書管理制度を論じた研究として、奈良岡聰智「よりよき公文書管理制度のために」『アステイオン』(第八六号、二〇一七年)がある。

(こいけ せいいち・広島大学文書館 館長 教授)

The relationship between historical science and archives in Japan

KOIKE Seiichi

Abstract

Despite the enforcement of the Public Records and Archives Management Act, some cases concerning official documents have arisen in Japan. One of the causes of this is problems with Japanese archives. The issue is particularly tied to historical science, which distorts the original appearance of Japanese archives. Therefore, in this paper, we clarify the relationship between Japanese archives and historical studies, and clarify what should be done.